

## 一般乗用旅客自動車乗車券発給業務の契約者の募集公告

近畿地方整備局が予定している一般乗用旅客自動車乗車券発給業務契約において、契約締結を希望するタクシー乗車券の発給ができる事業者を募集します。

契約に必要な内容について説明書を交付し、下記の発給業務に関する条件を満たす契約希望者は資料の提出を願います。

応募要件を満たすと認められる場合にあっては、その全ての者との契約手続きに移行します。

### 記

#### 1. 契約内容

契約件名 一般乗用旅客自動車乗車券発給業務  
契約期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで  
契約金額 運輸局の認可料金とする。

#### 2. 応募要件

##### (1) 契約を希望する者に必要な資格

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

##### (2) 契約締結に必要とする条件

- ① 事務取扱手数料並びに乗車券発行手数料がかからないこと。
- ② 乗車券に関しては、47都道府県でのタクシーの乗車が可能であること。
- ③ 使用料金を請求する際には、使用済みタクシー乗車券及び請求金額の内訳として、使用済みタクシー乗車券の番号毎の利用明細書が提出できること。

#### 3. 募集説明書の交付期間、場所及び方法

##### (1) 交付期間

平成26年2月27日(木)から平成26年3月5日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後5時00分まで

##### (2) 交付場所

〒540-8586

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館  
国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課 購買係  
電話06-6942-1141 (内線2536)

4. 発給業務に関する条件の確認のための資料の提出期限及び提出場所

提出期限：平成26年3月11日（火）午後5時00分

提出場所：上記3.（2）に同じ

5. 発給業務に関する条件の確認のための資料

この契約を希望する者が提出しなければならない資料は、契約希望申請書及び契約に関する条件の確認のための資料（下記ア～エ）とし、正1部を提出するものとする。

なお、提出された資料は返却しない。

ア 上記2.（2）①を確認できる資料

イ 上記2.（2）②を証明できる資料

ウ 上記2.（2）③を確認できる資料

エ 会社概要

6. その他

（1）契約締結は、平成26年4月1日を予定しているが、平成26年度予算成立が4月2日以降となった場合は予算成立日とする。

（2）その他詳細については、説明書による。

平成26年2月27日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長 池内 幸司

